

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 東京オリンピック開催延期

新型コロナウイルスの世界的流行により、7月24日から予定されていた東京五輪は感染症の終息などを考慮し、1年程度の延期が決定。「東京2020」の名称は変更しない。

## 今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

3/30(月) 先負
31(火) 仏滅
4/ 1(水) 大安 新財政事務年度開始
2(木) 赤口
3(金) 先勝
4(土) 友引 清明
5(日) 先負

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/23(月)	16,888 △335	110.23 ▼1.08
24(火)	18,092△1204	110.52 ▼0.29
25(水)	19,547△1455	111.46 ▼0.94
26(木)	18,665 ▼882	110.47 △0.99
27(金)	19,389 △724	108.90 △1.57

## 4月から開始される主な制度等(税制以外)

◎時間外労働の上限規制(中小企業)……時間外労働(休日労働は含まない)は原則、月45時間・年360時間が上限となり、臨時的な特別な事情がある場合でも、一定の上限が設けられます。

◎同一労働同一賃金(中小企業は派遣を除き来年4月から適用)……同一企業内における正社員と非正規雇用労働者(パート、有期、派遣)の間で、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

◎民法(債権法)改正……\*債権の消滅時効について、職業別の短期消滅時効を廃止し、権利を行使できることを知った時から5年間に統一、\*事業用融資における第三者の個人保証に公証人の保証意思確認手続を新設、\*法定利率を年3%に引下げ、など多岐にわたる改正が行われます。

◎民法(相続法)改正による「配偶者居住権」……被相続人の所有建物に居住する配偶者が相続開始後も居住できる権利として、\*最低6ヵ月間は無償で居住できる「配偶者短期居住権」、\*遺言や遺産分割協議などで終身又は一定期間、無償で使用できる権利を取得できる「配偶者居住権」が創設されます。

◎改正健康増進法の全面施行……不特定多数が利用する施設等は原則、屋内禁煙(喫煙室でのみ喫煙可)が義務付けられます。ただし、既存の小規模飲食店は屋内喫煙が可能になる特例が設けられています。

◎健康保険の被扶養者認定の国内居住要件……被扶養者の認定要件に国内居住要件が追加されます。

◎高齢労働者に係る雇用保険料の納付開始……高齢労働者(保険年度の初日に満64歳以上)に対する保険料免除措置が終了し、納付が必要となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201512

## 日本公庫等による新型コロナ特別貸付の対象

日本公庫等は新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対し、既存制度とは別枠で融資する「新型コロナウイルス特別貸付」を開始しています。

同制度の対象は、最近1ヵ月の売上高が、①前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少、②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高等と比較して5%以上減少している事業者となります。

また、新型コロナウイルスの影響で受けているにもかかわらず、事業拡大(店舗増加など)により単純に前年(前々年)同期と比較すると売上が増加している場合は、②と同様に過去3ヵ月の平均売上高等との比較により対象となる可能性があります。

## ★★★ 4月のチェックポイント ★★★

※新型コロナウイルス感染拡大により、事業の売上・資金繰り等に影響を受けた企業は、様々な政府の緊急対策の中から自社に最適な制度を活用して早めの準備と申請を行います。

※延期された所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告・納付期限は4月16日(木)です。

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。

※「給与支払い報告書に係る給与所得者異動届出書」を、4月15日(水)までに提出します。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和2年4月から適用開始となる主な制度等（税制以外）

## ◆中小企業に対する「時間外労働の上限規制」の適用

- ・時間外労働（休日労働は含まない）は、原則として月45時間・年360時間が上限となり、臨時的な特別の事情がなければ、超えることができません。
- ・臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、\*時間外労働が年720時間以内、\*時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間以内、\*時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヵ月が限度、となります。
- ・上記に違反した場合には、罰則（6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が科される場合があります。

## ◆同一労働同一賃金の適用（中小企業は一部を除き、令和3年4月から適用）

- ・パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法により、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。
- ・事業主は、非正規雇用労働者から正社員との待遇の違いや理由などについて説明を求められた場合は、説明をする義務が生じます。
- ・中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法は、令和3年4月から適用されます（労働者派遣法は企業規模にかかわらず令和2年4月から適用）。

## ◆民法（債権法）改正

- ・契約等に関する基本的なルールを定めた民法（債権法）の改正により、以下のような見直しをはじめ、多岐にわたる改正が行われます。
- ・債権者が一定期間権利を行使しない場合に債権が消滅する「消滅時効」について、職業別の短期消滅時効を廃止し、原則として権利を行使できることを知った時から5年間とします。
- ・事業用融資の保証人に第三者の個人になる場合について、公証人による保証意思確認の手続を新設し、公正証書を作成して保証債務を負う意思表示しなければ保証契約は無効となります。
- ・契約の当事者間に貸金等の利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される「法定利率」を、年3%に引下げます。
- ・不特定多数を相手方とした画一的な取引に用いられる「定型約款」に関する規定を新設し、定型約款を契約の内容とする旨の合意があった場合などは、顧客が内容を認識していなくても個別の条項について合意したものとみなされます。ただし、信義則に反して顧客の利益を一方的に害する不当な条項は無効となります。

## ◆民法（相続法）改正による「配偶者居住権」の施行

- ・相続分野に関する民法（相続法）の改正のうち、被相続人が所有する建物に居住していた配偶者の居住権を保護するための「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」が施行されます。
- ・「配偶者短期居住権」は、原則として遺産分割がされるまでの一定期間（最低でも6ヵ月間）は、無償で建物に住み続けることができる権利で、相続開始時から発生します。
- ・「配偶者居住権」は、被相続人が所有する建物に居住していた配偶者が、終身又は一定期間、その建物を無償で使用することができる権利で、被相続人の遺言や、遺産分割協議などによって取得できます。

## ◆改正健康増進法の全面施行

- ・受動喫煙防止のため、多数が利用する施設等は原則、屋内禁煙が義務付けられ、喫煙は専用の喫煙室でのみ可能となります。
- ・既存の飲食店のうち、個人又は中小企業（資本金5千万円以下）が経営する客席面積100㎡以下の飲食店は、店内全体又は一部を喫煙可能とする経過措置が設けられています（自治体への届出が必要）。

## ◆健康保険の被扶養者認定の国内居住要件

- ・健康保険の被保険者に扶養されている方（被扶養者）の認定要件に国内居住要件（住民票の有無で判断）が追加されます。
- ・留学をする学生や、海外に赴任する被保険者に同行する方などは、例外として取り扱われます。

## ◆高齢労働者に係る雇用保険料の納付開始

- ・保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上の高齢労働者に対する雇用保険料の免除措置が令和2年3月で終了となり、保険料の納付が開始されます。